

第28条の2 (事業者の行うべき調査等)	
事業者の行うべき調査	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>対象事業者 ⇒ 全業種の事業者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>調査を行うべき時期</p> <p>①建設物の設置・移転・変更・解体のとき ②設備、原材料等の新規採用・変更のとき ③作業方法または手順の新規採用・変更のとき ④設備等による危険性または有害性等(※32)に変化が生じ、または生ずる恐れがあるとき</p> <p style="text-align: right;">(則第24条の11)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>設備等による危険性または有害性等の調査</p> <p>令第2条第1号および第2号に掲げる業種(※33)の事業者は、全項目の調査が必要とされる。上記以外の事業者は化学物質、化学物質を含有する製剤その他のもので労働者の危険または健康障害を生ずる恐れのあるものに限る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>結果に基づく必要措置 ⇒</p> <p>①安衛法や安衛則等の規定による措置を講ずる。 ②労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。</p> </div>
指針の公表	<p>(1)厚生労働大臣は、法第28条の2(事業者の行うべき調査等)の措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する。</p> <p>(2)指針の公表は、前条と同じく名称・趣旨の官報掲載等による(則第24条の12)。</p>

※32：設備等による危険性または有害性等とは、つぎに掲げるものをいう。

- ①建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉塵等による危険性または有害性など
- ②作業行動、その他業務に起因する危険性または有害性など

※33：令第2条第1号および第2号に掲げる業種は、以下のとおりである。

- ①第1号⇒林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ②第2号⇒製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

ただし、厚生労働省令で定めるつぎの措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定（※101）した事業者については、この限りでない。

【法第88条第1項ただし書きの厚生労働省令で定める措置（則第87条）】

- ①法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査および結果に基づき講ずる措置
 - ②前号のほか、労働安全衛生マネジメントシステムの指針に従って事業者が行う自主的活動（則第24条の2）
- ①はリスクアセスメントを、②はマネジメントシステムの指針による自主的活動を指しており、リスクアセスメントは安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に含まれるので、OSHMSの実施が必須となる。

(2)届出をしようとする者は、所定様式による届書につぎの書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。（則第85条）

- ①事業場の周囲の状況および四隣の関係を示す図面
- ②敷地内の建設物および主要な機械等の配置を示す図面
- ③原材料または製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面
- ④建築物（③の作業を行うものに限る）の各階の平面図および断面図ならびにその内部の主要な機械等の配置および概要を示す書面または図面
- ⑤該当作業等における労働災害防止の方法および設備の概要を示す書面または図面

※101：労働基準監督署長の認定に関しては、つぎの事項が定められている。

(1) 認定の単位（則第87条の2）

認定は事業場毎に、所轄労働基準監督署長が行う。

(2) 欠落事項（則第87条の3）

つぎのいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- ①法または法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②認定を受けようとする事業場について則第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(3) 認定の基準（則第87条の4）

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場がつぎに掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行う。

- ①則第87条の措置（労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ②労働災害発生率が、事業場の属する業種の平均的な発生率を下回っていること
- ③申請の前日1年間に、死亡労働災害や重大な労働災害の発生がないこと

(4) 認定の申請（則第87条の5）

- ①認定の申請をする事業者は、認定を受ける事業場毎に計画届免除認定申請書（様式第20号の2）につぎに掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。

ア. 欠落事項（則第87条の3）各号に該当しないことを説明した書面

イ. 安全衛生マネジメントシステムの措置の実施状況について、申請日前3カ月以内に2人以上の安全（または衛生）に関して優れた識見を有する者による評価を受け、適切な措置と評価されたことを証する書面および評価概要の記載書面

ウ. 前号の評価について、1人以上の安全（または衛生）の優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

エ. 認定の基準（則第87条の4）に定める災害発生率および死亡災害等の発生なしの要件に該当することを証する書面（書面がない場合、事実についての申立書）

- ②安全（または衛生）に関して優れた識見所有者とは、つぎのいずれかに該当し、認定の実施に利害関係を有しない者をいう。

- ア. 欠落事項（則第87条の3）各号に該当しないことを説明した書面
- イ. 安全衛生マネジメントシステムの措置の実施状況について、申請日前3カ月以内に2人以上の安全（または衛生）に関して優れた識見を有する者による評価を受け、適切な措置と評価されたことを証する書面および評価概要の記載書面
- ウ. 前号の評価について、1人以上の安全（または衛生）の優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面
- エ. 認定の基準（則第87条の4）に定める災害発生率および死亡災害等の発生なしの要件に該当することを証する書面（書面がない場合、事実についての申立書）
- ②安全（または衛生）に関して優れた識見所有者とはつぎのいずれかに該当し、認定の実施に利害関係を有しない者をいう。
- ア. 労働安全（または労働衛生）コンサルタントであって、3年以上その業務に従事し、他の事業場が行う安全衛生マネジメントシステムの評価を3件以上行ったもの
- イ. 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- ③所轄労働基準監督署長は、認定したときは認定証（様式第20号の3）を交付する。
- (5) 認定の更新（則第87条の6）
認定は、3年ごとに更新を受けなければ、その期間経過により効力を失う。
- (6) 実施状況等の報告（則第87条の7）
認定を受けた事業者は、認定事業場毎に、1年以内毎に1回、実施状況等報告書（様式第20号の4）に安全衛生マネジメントシステムの監査結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。
- (7) 措置の停止（則第87条の8）
認定を受けた事業者は、安全衛生マネジメントシステムの措置を行わなくなったときは、遅滞なくその旨を所轄労働基準監督署長に届け出る。
- (8) 認定の取消し（則第87条の9）
所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者がつぎのいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- ①則第87条の3第1号または第3号に該当するに至ったとき
- ②則第87条の4第1号または第2号に適合しなくなったとき
- ③則第87条の4第3号に掲げる労働災害を発生させたとき
- ④則第87条の7に違反し、報告書等を提出せず、または虚偽の記載をし提出したとき
- ⑤不正の手段により認定またはその更新を受けたとき
- (9) 建設業の特例（則第87条の10）
則第87条の2により、認定は事業場毎に行われるが、建設業に限り仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う。

計画届の免除認定制度 届出用紙

- ① 計画届免除認定申請書(新規認定・更新)
- ② 労働安全衛生規則第87条の3の欠格事項に該当しないことを説明する書面
- ③ 労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況に係る評価結果書
- ④ 労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況に係る評価についての監査結果書
- ⑤ 実施状況等報告書
- ⑥ 取り消し要件に該当しないことを申し立てる書面
- ⑦ 機械等の設置等の年月日及び必要事項を記載する書面
- ⑧-1~5 労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要(一般用)
- ⑨-1~7 労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要(建設業用)
- ⑩-1~3 (評価・監査)申請書
- ⑪-1~2 労働安全衛生マネジメントシステムの評価・監査契約書
- ⑫ 是正処置要求書
- ⑬ 是正処置報告書
- ⑭ (記載例2・3の別添2:コンサルタント用)評価又は監査を行った労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントが要件を満たしていることを明らかにする書面の様式例
- ⑮ (記載例2・3の別添2:コンサルタント以外の者用)コンサルタント以外の者の実務経験、労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況に係る評価経験及び評価者研修の受講歴を有することを申し立てる書面の様式例

計画届免除認定申請書 (新規認定・更新)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名		
住所	電話 ()	
事業の種類	認定又は更新を受けようとする事業場の名称	電話 ()
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	電話 ()	

①

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。なお、更新の場合は、認定証を添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第 87 条の 3 に規定する欠格事項に該当しないことを説明した書面
 - ②労働安全衛生規則第 87 条の措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び評価結果の概要
 - ③②の評価について監査を受けたことを証する書面
 - ④労働安全衛生規則第 87 条の 4 第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当することを証する書面 (当該書面がない場合には、当該事実についての申立書)
- 5 4 ②及び③の書面は、評価又は監査を実施した者による記名、押印又は署名がなされたものとする。評価又は監査を実施した者が労働安全衛生規則第 87 条の 5 第 2 項又は第 3 項に該当する者であることを明らかにする書面を併せて添付すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

計画届免除認定に係る（認定・更新）申請について、下記のとおりであることを申し立てます。

記

（欠格事項関係）

- 1 以下に掲げる欠格事項には該当いたしません。
 - （1）労働安全衛生法（以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - （2）労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第87条の9の規定により、認定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
 - （3）法人で、その業務を行う役員のうち1又は2のいずれかに該当する者がいる

（死亡災害等重大な労働災害の発生状況関係）

- 2 申請の日前1年間に安衛則第87条の4第3号の労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害を発生させていません。

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況に係る評価結果書

下記により実施した労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況についての評価の結果、当該措置が適切に実施されていると認めます。

記

1 評価対象事業場名称等

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名：
- (2) 住所：
- (3) 事業の種類：
- (4) 認定又は更新を受けようとする事業場の名称：
- (5) 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地：

2 評価者職氏名 評価者 1

(コンサルタント登録番号又は評価者研修の実施者、修了番号並びに修了日)

評価者 2

(コンサルタント登録番号又は評価者研修の実施者、修了番号並びに修了日)

3 評価結果の概要：別添のとおり

4 認定対象事業者との利害関係については、以下のいずれにも該当しません。

- (1) 認定を受けようとする事業者（以下「認定対象事業者」という。）の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）又は1年以内に役職員であった者であること
- (2) 認定対象事業者に対して、コンサルティング等継続的に利益を得る可能性のある業務を行っている又は評価の前1年間に行った者であること
- (3) 認定対象事業者の親会社（商法第211条の2第1項の親会社をいう。以下同じ。）の役職員又は1年以内に役職員であった者であること
- (4) 認定対象事業者が親会社である会社の役職員又は1年以内に役職員であった者であること
- (5) 認定対象事業者の親会社と同一の法人が親会社である法人の役職員又は1年以内に役職員であった者であること
- (6) 認定対象事業者の株主若しくは出資者（相続又は遺贈により認定対象事業者の株式又は出資を取得後1年を経過しない場合を除く。）又は債権者若しくは債務者（相続又は遺贈により認定対象事業者の債権又は債務を取得後1年を経過しない場合、その有する債権又は債務の額が100万円未満である場合等特別の事情を有する場合を除く。）であること

5 評価者の資格：別添2のとおり

平成 年 月 日

申請事業者

殿

評価者 1 職氏名

印

評価者 2 職氏名

印

労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況に係る評価についての監査結果書

貴事業場に対し、下記のとおり労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況に係る評価について厚生労働省の指針により監査を行った結果、評価が適正に実施されていたことを認めます。

記

1 監査対象事業場

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名：
- (2) 住所：
- (3) 事業の種類：
- (4) 認定又は更新を受けようとする事業場の名称：
- (5) 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地：

2 評価年月日等

- (1) 評価年月日：
- (2) 評価実施者：

3 監査者職氏名 監査者 1

(コンサルタント登録番号又は評価者研修の実施者、修了番号並びに修了日)

監査者 2

(コンサルタント登録番号又は評価者研修の実施者、修了番号並びに修了日)

4 認定対象事業者との利害関係については、以下のいずれにも該当しません。

- (1) 認定を受けようとする事業者（以下「認定対象事業者」という。）の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）又は1年以内に役職員であつた者であること
- (2) 認定対象事業者に対して、コンサルティング等継続的に利益を得る可能性のある業務を行っている又は監査の前1年間に行った者であること
- (3) 認定対象事業者の親会社（商法第211条の2第1項の親会社をいう。以下同じ。）の役職員又は1年以内に役職員であつた者であること
- (4) 認定対象事業者が親会社である会社の役職員又は1年以内に役職員であつた者であること
- (5) 認定対象事業者の親会社と同一の法人が親会社である法人の役職員又は1年以内に役職員であつた者であること
- (6) 認定対象事業者の株主若しくは出資者（相続又は遺贈により認定対象事業者の株式又は出資を取得後1年を経過しない場合を除く。）又は債権者若しくは債務者（相続又は遺贈により認定対象事業者の債権又は債務を取得後1年を経過しない場合、その有する債権又は債務の額が100万円未満である場合等特別の事情を有する場合を除く。）であること

5 監査者の資格：別添のとおり

平成 年 月 日

申請事業者

殿

監査者 1 職氏名

印

監査者 2 職氏名

印

実施状況等報告書

認定番号	認定年月日	機械等の設置等の状況		
		機械等の種類	設置	移転
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名				
住所	電話 ()			
事業の種類	認定事業場の名称			
認定事業場の所在地	電話 ()			
労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について監査を行った年月日				

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること（記載しきれない場合は別表として差し支えない）。
- 次に掲げる書面を添付すること。
 - 労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面
 - 労働安全衛生規則第 87 条の 9 各号に該当しないことを説明する書面
 - 認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - 下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

実施状況等報告に係る以下の事業場については、下記のとおり、労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しません。

認定事業場の名称：

認定番号：

記

- 1 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 労働安全衛生法（以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
 - (2) 法人で、その業務を行う役員のうち（1）に掲げる者又は労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第87条の9の規定により、認定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者のいずれかに該当する者があるもの。
- 2 次に掲げる事項に適合しています。
 - (1) 安衛則第87条の措置を適切に実施していること。
 - (2) 労働災害発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていること。
- 3 安衛則第87条の4第3号の労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害を発生させていません。
- 4 安衛側第87条の7の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしていません。
- 5 不正の手段により認定又はその更新を受けていません。

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

様式第20号の4の備考欄3の④に掲げる書面

設置等の区分	設置等年月 日	機械等の種 類の番号	記載事項

(注1) 「設置等の区分」の欄には、設置、変更、移転、休止のいずれかを記載すること。
 (注2) 「機械等の種類の番号」の欄には、様式第20号の4の備考の表に掲げる機械等のうち該当する番号を記載すること。

労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要（一般用）

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、ヒアリング日時等	判断理由
<p>○安全衛生方針の表明(第5条第1項関係)</p>	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 1. 事業者が安全衛生方針を文書(電子媒体の形式でも可。以下同じ。)により定めているか。 2. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。 * 周知方法には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。 (2) 文書の掲示、イントラネットでの掲示等により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。 1. 安全衛生方針に次の事項が含まれているか。 (1) 労働災害の防止を図ること。 (2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。 (3) 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。 (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>○労働者の意見の反映(第6条関係)</p>	<p>1. 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及びその改善に労働者の意見を反映する手順が文書により定められているか。 * 手順には、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定められていること。 2. 1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。 * 労働者の意見の反映の方法には、例えば、以下のものがあること。 (1) 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)において、調査審議すること。 (2) 安全衛生委員会等が設置されていない事業場においては、労働者の意見聴取の機会を設けること。</p>	<p>☆</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>○体制の整備(第7条関係)</p>	<p>1. 事業の実施を統括管理する者の果たすべき役割、責任及び権限が文書により定められているか。 2. 生産・製造部門、安全衛生部門等の管理者又は監督者で労働安全衛生マネジメントシステムを担当する者(システム各級管理者)の役割、責任及び権限が文書により定められているか。 3. システム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。</p>	<p>☆</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	評価項目				
4. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。	☆				
5. 労働者に対して、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されているか。 *「教育」の内容には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの意義 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する上での遵守事項及び留意事項 (3) システム各級管理者の役割	☆				
6. 安全衛生委員会等が設置されている場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関する事項が調査審議されているか。 (明文化については、個々の項目において確認する)	☆				
○明文化(第8条関係)					
(第2項関係)					
1. 文書を管理(保管、改訂、廃棄等)する手順が定められているか。					
2. 1の手順に基づき、文書が管理されているか。	☆				
○記録(第9条関係)					
1. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項が記録され、保管されているか。					
1. 危険性又は有害性等の調査の実施のため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。 (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定 * 危険性又は有害性の特定は、あらかじめ定められた危険性又は有害性の分類に沿って行うこと。 (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り * リスクの見積りは、次のいずれかによること。 ① 危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もること。 ② 化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もること。 (3) リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討					

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
(第2項関係)	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 2.1の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査が実施さ れているか。 ☆</p> <p>1. 危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者 の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定 するため、次の事項を含む手順が文書により定められて いるか。</p> <p>(1) 労働安全衛生法令及び事業場安全衛生規程等に基づ き実施すべき事項を決定すること。</p> <p>(2) 危険性又は有害性等の調査によって設定された優先 度に従い、リスク低減措置を決定すること。</p> <p>2. 1の手順に基づき、実施すべき事項が決定されている か。 ☆</p>				
○安全衛生目 標の設定(第 11条関係)	<p>1. 安全衛生目標が文書により設定されているか。</p> <p>2. 安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討して いるか。 ☆</p> <p>(1) 危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>(2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状 況</p> <p>3. 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点 が明らかにされているか。</p> <p>4. 安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他の関係 者に周知しているか。 ☆</p>				
○安全衛生計 画の作成(第 12条関係)	<p>1. 安全衛生計画が文書により作成されているか。</p> <p>1. 安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事 項、日程等が含まれているか。</p> <p>(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の 調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時 期に関する事項</p> <p>(2) 日常的な安全衛生活動</p> <p>(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期</p> <p>(4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期</p> <p>(5) 安全衛生計画の期間</p> <p>(6) 安全衛生計画の見直しに関する事項</p>				
○安全衛生計 画の実施等 (第13条関係)	<p>1. 安全衛生計画を実施するための手順が文書により定め られているか。</p> <p>2. 1の手順に基づき、安全衛生計画に定める事項が実施さ れているか。 ☆</p>				

指針該当条文 (第2項関係)	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
○緊急事態への対応(第14条関係)	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。</p> <p>1. 安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係係員その他の関係者に周知しているか。</p> <p>1. 緊急事態が生ずる可能性を評価しているか。</p> <p>2. 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。</p> <p>*「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には、以下の事項が含まれていること。</p> <p>(1) 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置</p> <p>(2) 各部署の役割及び指揮命令系統の設定</p> <p>(3) 避難訓練の実施</p>	☆ ☆			
○日常的な点検、改善(第15条関係)	<p>1. 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。</p> <p>* 日常的な点検及び改善は、以下により実施されていればよいこと。</p> <p>(1) 目標の達成状況及び計画の実施状況についての点検</p> <p>(2) 発見された問題点の原因調査と改善</p> <p>2. 1 の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善が実施されているか。</p>	☆			
○労働災害発生原因の調査等(第16条関係)	<p>1. 安全衛生計画が次の事項を検討した上で作成されているか。</p> <p>(1) 日常的な点検及び改善の結果</p> <p>(2) 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査</p> <p>1. 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査、問題点の把握及び改善を実施するための手順が文書により定められているか。</p> <p>2. 1 の手順に基づき、原因の調査、問題点の把握及び改善が実施されているか。</p> <p>1. 次の事項を含む定期的なシステム監査の計画が作成されているか。</p> <p>(1) システム監査を少なくとも1年に1回、実施すること</p> <p>(2) システム監査を実施するための手順</p> <p>2. 1に基づき、システム監査が実施されているか。</p> <p>3. システム監査を実施する者が、システム監査の対象となる部署に所属していないか。</p>	☆ ☆			
○システム監査(第17条関係)	<p>1. システム監査の結果、必要があると認めるときに、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の改善を行っているか。</p> <p>*「必要があると認めるとき」とは、システム監査結果報告</p>	☆			

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
○労働安全衛生マネジメントシステムの見直し(第18条関係)	☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 書に、改善の必要がある旨の記載がある場合等という。 1. システム監査の結果を踏まえ、定期的に、安全衛生方針、指針に基づき定められた手順等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われているか。 *「見直し」は、事業者自らが労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を評価し、その必要性を判断した上で実施するものであること。	☆			

労働安全衛生規則第87条に基づく措置に関する評価結果の概要（建設業用）

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
○安全衛生方針の表明(第5条第1項関係)	☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 1. 事業者が安全衛生方針を文書(電子媒体の形式でも可。以下同じ。)により定めているか。 2. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。 * 周知方法には、例えば、以下のものがあるがよいこと。 (1) 安全衛生方針を口頭、文書、電子メール等により伝達すること。 (2) 文書の掲示、インターネットでの掲示等により、安全衛生方針をいつでも閲覧可能な状態にしておくこと。 【建設現場における評価項目】 3. 安全衛生方針を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
	(第2項関係)	1. 安全衛生方針に次の事項が含まれているか。 (1) 労働災害の防止を図ること。 (2) 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。 (3) 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。 (4) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。	—	—	—
○労働者の意見の反映(第6条関係)	1. 安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及びその改善に労働者の意見を反映する手順が文書により定められているか。 * 手順には、いつ、誰が、何を、どのようにするか等について定められていること。 2. 1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。 * 労働者の意見の反映の方法には、例えば、以下のものがあるがよいこと。 (1) 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)において、調査審議すること。 (2) 安全衛生委員会等が設置されていない事業場にあつては、労働者の意見聴取の機会を設けること。 【建設現場における評価項目】 3. 1の手順に基づき、労働者の意見を反映しているか。	☆			
	○体制の整備(第7条関係)	1. 事業の実施を統括管理する者の果たすべき役割、責任及び権限が文書により定められているか。 2. 施工部門、安全衛生部門等の管理者又は監督者で労働安全衛生マネジメントシステムを担当する者(システム各	☆		

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
指針該当条文	☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。級管理者)の役割、責任及び権限が文書により定められているか。				
	3. システム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
指針該当条文	【建設現場における評価項目】 4. 建設現場(店社(仕事)の請負契約を締結している事業場をいう。以下同じ。)において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場をいう。以下同じ。)に係るシステム各級管理者の役割、責任及び権限について、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
	5. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。				
指針該当条文	【建設現場における評価項目】 6. 建設現場に係る労働安全衛生マネジメントシステムに関する体制図等に個人名が特定される等、システム各級管理者の指名が明確になっているか。				
	7. 労働者に対して、労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育が実施されているか。 *「教育」の内容には、例えば、以下のものがあればよいこと。 (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの意義 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する上での遵守事項及び留意事項 (3) システム各級管理者の役割	☆			
指針該当条文	8. 安全衛生委員会等が設置されている場合には、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関する事項が調査審議されているか。				
	○明文化(第8条関係) (第2項関係)				
指針該当条文	1. 文書を管理(保管、改訂、廃棄等)する手順が定められているか。				
	2. 1の手順に基づき、店社において管理すべき文書が管理されているか。	☆			
指針該当条文	【建設現場における評価項目】 3. 1の手順に基づき、建設現場において管理すべき文書が管理されているか。	☆			
	○記録(第9条関係)				
指針該当条文	1. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って店社において行う				

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。措置の実施に必要事項が記録され、保管されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>2. 安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って建設現場において行う措置の実施に必要事項が記録され、保管されているか。</p>				
<p>○危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定（第10条関係）</p>	<p>1. 危険性又は有害性等の調査の実施のため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。</p> <p>(1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定</p> <p>* 危険性又は有害性の特定は、あらかじめ定められた危険性又は有害性の分類に沿って行うこと。</p> <p>(2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り</p> <p>* リスクの見積りは、次のいずれかによること。</p> <p>① 危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もること。</p> <p>② 化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もること。</p> <p>(3) リスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討</p> <p>2. 1の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査のうち、店社において実施すべき事項が実施されているか。</p> <p>☆</p> <p>【建設現場についての項目】</p> <p>3. 1の手順に基づき、危険性又は有害性等の調査のうち、建設現場において実施すべき事項が実施されているか。</p>	<p>☆</p> <p>☆</p>			
(第2項関係)	<p>1. 危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定するため、次の事項を含む手順が文書により定められているか。</p> <p>(1) 労働安全衛生法令及び事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項を決定すること。</p> <p>(2) 危険性又は有害性等の調査によって設定された優先度に従い、リスク低減措置を決定すること。</p> <p>2. 1の手順に基づき、店社において実施すべき事項が決定されているか。</p> <p>☆</p>	<p>☆</p>			

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 【建設現場における評価項目】 3. 1の手順に基づき、建設現場において実施すべき事項が決定されているか。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
○安全衛生目標の設定(第11条関係)	<p>1. 安全衛生目標が文書により設定されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>2. 建設現場に係る安全衛生目標が文書により設定されているか。</p> <p>3. 安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。</p> <p>(1) 危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>(2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>4. 建設現場に係る安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。</p> <p>(1) 危険性又は有害性等の調査結果</p> <p>(2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況</p> <p>5. 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>6. 建設現場に係る安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。</p> <p>7. 安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>8. 建設現場に係る安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他関係者に周知しているか。</p> <p>1. 安全衛生計画が文書により作成されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>2. 建設現場に係る安全衛生計画が文書により作成されているか。</p> <p>1. 安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。</p> <p>(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項</p> <p>(2) 日常的な安全衛生活動</p> <p>(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期</p>	☆			
○安全衛生計画の作成(第12条関係)(第2項関係)	<p>1. 安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。</p> <p>(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項</p> <p>(2) 日常的な安全衛生活動</p> <p>(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期</p>	☆			

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
	<p>☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>(4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期</p> <p>(5) 安全衛生計画の期間</p> <p>(6) 安全衛生計画の見直しに関する事項</p> <p>2. 建設現場に係る安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。</p> <p>(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項</p> <p>(2) 日常的な安全衛生活動</p> <p>(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期</p> <p>(4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期</p> <p>(5) 安全衛生計画の期間</p> <p>(6) 安全衛生計画の見直しに関する事項</p>				
○安全衛生計画の実施等 (第13条関係)	<p>1. 安全衛生計画を実施するための手順が文書により定められているか。</p> <p>2. 1の手順に基づき、安全衛生計画に定める事項のうち、店社において実施すべき事項が実施されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>3. 1の手順に基づき、建設現場に係る安全衛生計画に定める事項が実施されているか。</p>	☆			
(第2項関係)	<p>1. 安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されているか。</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>2. 建設現場に係る安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他関係者に周知されているか。</p>	☆			
○緊急事態への対応(第14条関係)	<p>1. 緊急事態が生ずる可能性を評価しているか。</p> <p>2. 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。</p> <p>*「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には、以下の事項が含まれていること。</p> <p>(1) 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置</p> <p>(2) 各部署の役割及び指揮命令系統の設定</p> <p>(3) 避難訓練の実施</p> <p>【建設現場における評価項目】</p> <p>3. 建設現場において緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。</p>	☆			

指針該当条文	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
○日常的な点 検、改善(第15 条関係)	☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 1. 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善 を実施するための手順が文書により定められているか。 * 日常的な点検及び改善は、以下により実施されているか。 (1) 目標の達成状況及び計画の実施状況についての点 検 (2) 発見された問題点の原因調査と改善 2. 1 の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常 的な点検及び改善のうち、店社において実施すべき事項 が実施されているか。 【建設現場における評価項目】 3. 1 の手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常 的な点検及び改善のうち、建設現場において実施すべき 事項が実施されているか。	☆			
	1. 安全衛生計画が次の事項を検討した上で作成されてい るか。 (1) 日常的な点検及び改善の結果 (2) 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査 【建設現場における評価項目】 2. 建設現場に係る安全衛生計画が次の事項を検討した上 で作成されているか。 (1) 日常的な点検及び改善の結果 (2) 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調査	☆			
	○労働災害発 生原因の調査 等(第16条関 係)	1. 労働災害、事故等が発生した場合における原因の調 査、問題点の把握及び改善を実施するための手順が文 書により定められているか。 2. 1 の手順に基づき、原因の調査、問題点の把握及び改善 のうち、店社において実施すべき事項が実施されている か。 【建設現場における評価項目】 3. 1 の手順に基づき、原因の調査、問題点の把握及び改善 のうち、建設現場において実施すべき事項が実施されて いるか。			
○システム監 査(第17条関 係)	1. 次の事項を含む定期的なシステム監査の計画が作成さ れているか。 (1) システム監査を少なくとも1年に1回、実施すること (2) システム監査を実施するための手順 2. 1に基づき、システム監査が実施されているか。 3. システム監査を実施する者が、システム監査の対象とな る部署に所属していないか。	☆ ☆			

指針該当条文 (第2項関係)	評価項目	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。 1. システム監査の結果、必要があるとき、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の改善を行っているか。 *「必要があるとき」とは、システム監査結果報告書に、改善の必要がある旨の記載がある場合等をいう。	☆				
○労働安全衛生マネジメントシステムの見直し(第18条関係)	1. システム監査の結果を踏まえ、定期的に、安全衛生方針、指針に基づき定められた手順等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しが行われているか。 *「見直し」は、事業者自らが労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を評価し、その必要性を判断した上で実施するものであること。	☆			

_____労働 安全/衛生 コンサルタント事務所御中

申請日時： 年 月 日

(評 価 ・ 監 査) 申 請 書

申請者

住 所 〒

会社名

代表者

下記の通り評価の申請をします。

1、 適用規格：

労働省告示 113 号 (2006 年 3 月 10 日)

その他 ()

2、 申請組織の概要

1)、組織の名称

フリガナ

組織の名称：

2)、組織の所在地

フリガナ

所 在 地：

3)、組織の最高経営層とシステム管理責任者名

フリガナ

氏 名：

フリガナ

氏 名：

所 属：_____

連 絡 先： TEL _____ FAX _____

メール _____

4)、業務の範囲(主たる業種、又は営業分野)

5)、組織の事業所数：_____

6)、対象組織の総人数：_____人

(フルタイム従業員数： パートタイム従業員： 派遣社員： _____)

7)、ホームページ：_____

3、 評価・監査の希望日時

所轄労働基準監督署に計画届免除認定申請書提出予定日： 年 月 日

評価希望日

第1希望日： 年 月 日

第2希望日： 年 月 日

監査希望日

第1希望日： 年 月 日

第2希望日： 年 月 日

4、 OHSMS の活動概要等

1)、文書の提出予定日

OHS マニュアル： 年 月 日

リスクアセスメントに関する文書類： 年 月 日

2)、活動概要

労働安全衛生方針制定日： 年 月 日

運用開始日時： 年 月 日

システム監査実施日： 年 月 日 ～ 年 月 日

労働安全衛生マネジメントシステムの見直し： 年 月 日

3)、労働安全衛生に関する法規について

(労働基準法、労働安全衛生法以外に適用される法規制等を記入してください)

5、 希望安衛法第 88 条第 1 項第 2 項に関する情報

- 動力プレス
- 金属その他の鉱物の溶解炉（容量 1 t 以上）
- 化学設備
- 乾燥設備
- アセチレン溶接装置(移動式のものは除く)
- ガス集合溶接装置(移動式のものは除く)
- 機械集材装置(原動機の定格出力が 7.5KW を超えるものに限る)
- 運材索道（支間の斜距離の合計が 350m 以上のものに限る）
- 型枠支保工（支柱の高さ 3.5m 以上のものに限る）
- 仮設通路（高さ及び長さそれぞれ 10m 以上のものに限る）
- 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつて高さが 10m 以上）
-
-
-

6、 その他

添付書類

- 1)、組織図
- 2)、案内図
- 3)、会社案内、パンフレット

評価・監査完了時

3・ 支払方法

甲は、乙の請求を待たずに当月分を月末までに下記の銀行口座に振り込む。振込手数料は甲の負担とする。

銀行 支店

口座番号

労働安全衛生コンサルタント事務所

第6条 不可抗力

災害等やむをえない事由により本契約の当事者が契約に定める義務を履行できない場合、その当事者は責任をとられない。

第7条 機密保持

本契約にかかわる者は本契約に基づいて知り得た情報は公知の情報を除き相手側の書面による承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

第8条 事故等

乙が甲の施設、構内において本契約に係る評価業務遂行中に被った事故による人的及び物的損害は、乙に故意又は重大な過失の証明がされた場合を除き、甲の責任とする。

第9条 協議

この契約書に定めのない事項又はこの契約について生じた疑義については、その都度甲乙協議の上取り決めるものとする。

第10条 契約書の記名、捺印、保管

この契約書は2部作成し、甲、乙それぞれ1部を保管する。

年 月 日
甲： 市 区 町 番地
会社名
取締役社長

乙： 市 区 町 番地
労働安全衛生コンサルタント事務所
所長

是 正 処 置 要 求 書

申請者			
対象部門		実施期間	年 月 日
適用規格	厚生労働省指針 平成18年告示第113号	担当チームリーダー	
指摘事項	(注1)		

指摘メンバー _____ 年 ____ 月 ____ 日

該当規格要素 (注2)

指 摘 の 区 分		担当チームリーダー署名	
<input type="checkbox"/> 観察事項	<input type="checkbox"/> 不適合	メンバーの署名	

受審責任者の確認 (注3)

是正処置報告書No. / ~ No. / の指摘内容を了承しました。

_____年 ____ 月 ____ 日 受審責任者署名 _____

(注1)：当該帳票は、原則、1件1葉で記述する。

(注2)：「該当規格要素」の欄で「上段」は、告示113号の条文の該当項目を記述する

「下段」は、申請者のマニュアル等の文書類の該当項目を記

述する。

(注3)：①是正処置報告書は、1件1葉で回答があるため、その報告書「NO」を記述する。

②受審責任者とは、評価者1、評価者2、のうちのどちらかをいう。

(予め、代表者を決めておくことが望ましい)

是正処置報告書

件名		部門名 部門長名	
原因			
緩和処置	要： 年 月 日		不要
是正処置	是正完了日： 年 月 日		
効果の確認	要： 年 月 日、 不要		

(注 1) 「緩和処置」の必要性の判断をしてください。

(注 2) 「効果の確認」とは、組織が取られた是正処置は、決められたことが実施に移されていたかの確認をすることで、実施時期は組織の活動（内部監査又は次回パトロール、次回検討会等）の中で決められていること。

私は、下記のとおり、労働コンサルタントとしての業務経験及び労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況に係る評価経験を有することを申し立てます。

記

1 業務経験

ア コンサルタント登録番号

イ 業務経験の期間 年 ヶ月

ウ 業務経験の概要

診断等対象事業場名	診断等の概要	診断等実施年月日

2 評価経験

ア 評価経験件数 件

イ 評価経験に関する説明資料（別添のとおり）

平成 年 月 日

評価者若しくは監査者職氏名

印

私は、下記のとおり、（ 産業安全 ・ 労働衛生 ）の実務経験、労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況に係る評価経験及び評価者研修の受講歴を有することを申し立てます。

記

1 実務経験

ア 実務経験の期間 年 ヶ月

イ 実務経験の概要

事業場名	職務の内容	在籍期間

2 評価経験

ア 評価経験件数 件

イ 評価経験に関する説明資料（別添のとおり）

3 評価者研修の実施者、修了番号及び修了日

()

平成 年 月 日

評価者若しくは監査者職氏名

印